

## 三崎中学校いじめ防止基本方針

校 訓 自 治 親 和 責 任

教育目標 「自立して学び，人と協働して  
貢献できる生徒の育成」

令和5年4月  
珠洲市立三崎中学校

# 目次

第1	いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項	
1	いじめの定義	1
2	いじめの防止等に関する基本的な考え方	1
(1)	いじめの未然防止	1
①	いじめを許さない雰囲気づくり	
②	わかる授業づくりの推進	
③	自己有用感や自己肯定感の涵養	
④	生徒が自らいじめを学ぶ機会の設定	
(2)	いじめの早期発見	2
①	アンケート調査や教育相談の実施	
②	教師と生徒の信頼関係の構築	
③	家庭や地域との連携	
④	教職員間の情報共有	
(3)	いじめに対する措置	3
①	組織的な指導体制の確立	
②	関係機関との連携	
③	インターネットを通じて行われるいじめへの対応	
第2	いじめの防止等のための対策の内容に関する事項	4
1	いじめの防止等のために実施する施策	4
(1)	いじめ問題対策チームの設置（常設）	4
①	目的	
②	構成	
③	役割	
(2)	いじめの防止等の具体的な取組	6
①	授業改善に関わる取組	
②	道徳教育や人権教育等の充実	
③	自己有用感や自己肯定感を育む取組	
④	生徒会の取組	
⑤	情報モラル教育の充実	
⑥	アンケートや教育相談	
⑦	校内研修の実施	
⑧	小中の連携	
⑨	家庭や地域との連携	
⑩	年間指導計画表	

(3) いじめの早期発見に関する留意事項	10
① 学校で分かるいじめ発見のポイント	
② 家庭で分かるいじめ発見のポイント	
(4) いじめへの対処に関する留意事項	13
① いじめを受けている生徒への対応	
② いじめを行っている生徒への対応	
③ いじめを受けている生徒の保護者への学校の対応	
④ いじめを行っている生徒の保護者への学校の対応	
⑤ 周りで見えていたり、はやし立てたりしている生徒への学校の対応	
2 重大事態への対処	15
(1) 重大事態の発生と報告	15
① 重大事態の意味	
② 重大事態の報告	
(2) 重大事態の調査	16
(3) 調査結果の提供及び報告	16
① いじめを受けた生徒及びその保護者への適切な情報提供	
② 調査結果の報告	
第3 その他いじめの防止等のための取組に関する事項	17
1 学校いじめ防止基本方針の公表	17
2 主な相談機関の案内	17

# 第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

## 1 いじめの定義

「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

## 2 いじめの防止等の取組の基本的な考え方

### (1) いじめの未然防止

いじめは、どの生徒にも、どの学校でも、起こりうることを踏まえ、すべての生徒をいじめに向かわせることなく、心の通う周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、安全・安心に学校生活を送ることができるようにするために、関係者が一体となった取組が必要である。また、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくり・集団づくり・学校づくりを行っていく。

#### ① いじめを許さない雰囲気づくり

全校集会や学級活動などで校長や教職員が、日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気を学校全体に醸成していくことが大切である。

なお、教職員の不適切な認識や言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりしないように十分注意する。特に、教職員による「いじめられる側にも問題がある」という認識や発言は、いじめを行った生徒や、周りで見えていたり、はやし立てたりしている生徒を容認するものにほかならず、いじめを受けた生徒を孤立させ、いじめを深刻化させるので、指導の在り方には細心の注意を払う。

#### ② 分かる授業づくりの推進

生徒が学校で過ごす中で一番長い時間は授業であり、授業についていけない焦りや劣等感などが過度なストレスの要因とならないよう、一人一人を大切にされた分かりやすい授業づくりを進めていくことが大切である。生徒指導の三機能を生かした授業改善を推進することが必要である。

#### ③ 自己有用感や自己肯定感の涵養

ねたみや嫉妬などいじめにつながりやすい感情を減らすために、全ての児童生徒が、認められている、満たされているという思いを抱くことができるよう、学校の教育活動全体を通じ、生徒が活躍でき、他者の役に立っていると感じ取ることのできる機会を提供し、生徒の自己有用感が高められるよう努める。また、自己肯定感を高められるよう、困難な状況を乗り越えるような機会や地域の人に認められる機会などを積極的に設ける。

#### ④ 生徒が自らいじめを学ぶ機会の設定

道徳を含め全教育活動・特別活動において、生徒自身が、いじめの問題を自分たちの問題として受け止める場の設定を行う。また、生徒会を中心に「いじめ撲滅集会」などいじめを考える機会を持ち自らが学び、主体的に考え、いじめの防止を訴えるような取組を推進する。

### (2) いじめの早期発見

生徒のささいな変化に気づき、気付いた情報を確実に共有し、そして、情報に基づき速やかに対応する。生徒の変化に気付かずにいじめを見逃したり、せっかく気づきながら見逃したり、相談を受けながら対応を先延ばしにしたりすることないように注意する。

#### ① アンケート調査や教育相談の実施

定期的なアンケート調査や教育相談を年間計画に基づき実施し、いじめの実態把握に取組とともに、生徒が日頃からいじめを訴えやすい雰囲気をつくる。ただし、アンケートはあくまで手法の一つであり、本当のことを書けなかったり、実施した後にいじめが起きたりする場合があることに留意する。

#### ② 教師と児童生徒の信頼関係の構築

いじめの訴えや発見は、教師と生徒の信頼関係がないと容易にできないことを踏まえ、日常的な人間関係づくりに努める。授業時間のみならず、休み時間や放課後等での会話や声かけ、生活ノート等での交流を通して、信頼関係を構築し、交友関係や悩みを把握するよう努める。

なお、生徒から教職員に相談があった場合、後で話を聞くと行って対応しないなど、その思いを裏切ったり踏みにじったりしないよう、十分注意する。

#### ③ 家庭や地域との連携

保護者アンケートや保護者懇談等を通して、家庭との連携を図るとともに、日頃から、三崎町公民館や三崎駐在所、珠洲警察署等とも連携を密に行い、コミュニティ・スクールの良さを生かし、学校と家庭や地域が一体となって生徒を見守り、健やかな成長を支援できるようにする。また、非行被害防止講座を開催し、いじめ問題に対する理解を深めるとともに、家庭や地域で果たすべき役割等について啓発を図る。

#### ④ 教職員間の情報共有

いじめについて集まった情報は、学校全体で共有する。また、生徒理解の会を毎月1回以上開催し、生徒のささいな変化を見逃さないよう、教職員間の情報交換を日常的に行い、担任や顧問が一人で抱え込まないよう、気づきや心配な点を話し合う職員室の雰囲気を醸成する。

### **(3) いじめに対する措置**

法第23条第1項の規定に基づき、学校の教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、速やかに学校いじめ問題対策チームに対し当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげなければならない。

また、各教職員は学校の定めた方針等に沿って、いじめに係る情報を適切に記録しておく必要がある。

いじめを受けた生徒を徹底して守り通すとともに、いじめを行った生徒に対しては、当該生徒の人格の成長を旨として教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。

いじめが「解消している」状態とは、少なくともいじめに係る行為が止んでいること、被害生徒が心身の苦痛を感じていないことであり、生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が少なくとも3か月は継続していることを目安とする。

#### **① 組織的な指導体制の確立**

学校は、「いじめ問題対策チーム」を組織する。発見・通報を受けた教職員は直ちに「いじめ問題対策チーム」に情報を報告・共有し、その後は組織的に対応する。このため、組織的な対応を可能とするような体制を整備し、平素よりいじめを認知した場合の対処の在り方について、全職員が共通理解しておく。

#### **② 関係機関との連携**

いじめを受けていると思われる生徒がいるときは、校長は、教育委員会に報告し、いじめが解消するまで毎月（5日まで）報告する。

また、重大事態または重大事態につながるおそれのある場合は、第2報、第3報等、速やか且つ適切に報告する。

学校や教育委員会が、いじめを行う生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合において、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときは、いじめを受けている生徒を徹底して守り通すという観点から、珠洲警察署と相談して対処する。

なお、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに珠洲警察署に通報し、適切に援助を求める。また、警察等の関係機関と適切な連携を図るため、平素から情報共有体制を構築しておく。

#### **③ インターネットを通じて行われるいじめへの対応**

インターネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。速やかに削除することが難しい場合には、教育委員会に連絡し、地方法務局や警察等の関係機関と連携して対応する。また、学校の教育活動全体を通して、情報モラル教育の充実を図る。

## 第2 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項

### 1 いじめの防止等のために実施する施策

#### (1) いじめ問題対策チームの設置（常設）

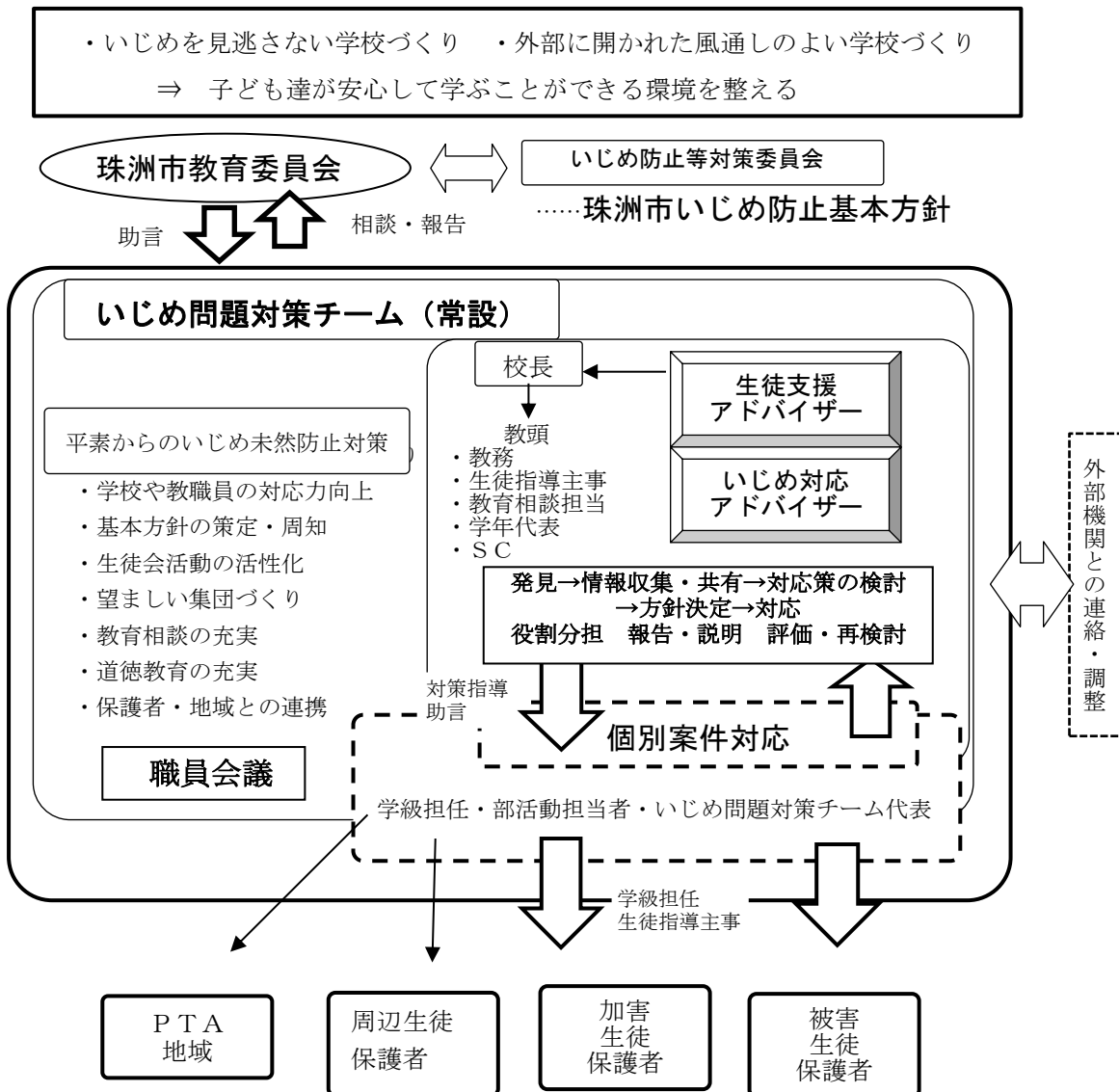
##### ① 目的

- ・いじめの早期発見・早期対応に向けて、平時からいじめの問題に備え、いじめの発見時には、迅速かつ積極的な対応を行う。
- ・日頃からいじめ問題に備え、いじめ問題に対する意識高揚を計画的、継続的、組織的に行う。

##### ② 構成

校長をトップに、教頭、教務主任、生徒指導主事、他全教員で組織し、状況に応じてスクールカウンセラー等を加え構成する。

#### ◆ いじめ問題に対する校内体制



### ③ 役割

#### ア 未然防止の推進など三崎中学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施、進捗状況の確認、定期的検証

- ・三崎中学校いじめ防止基本方針の作成・見直し
- ・いじめの防止等に向けた具体的な取組の進捗状況の確認・検証
- ・取組の実施中の記録や実施後の振り返り状況の確認
- ・常に生徒の様子に気を配り、情報の共有・報告を行う 等

#### イ 教職員の共通理解と意識啓発

- ・三崎中学校いじめ防止基本方針に係る全ての教職員に対する周知と啓発
- ・各種調査や教育相談の内容・方法の検討及び結果の分析
- ・いじめに関する研修資料や各種情報の収集・提示 等

#### ウ 生徒や保護者・地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取

- ・三崎中学校いじめ防止基本方針の生徒や保護者・地域に対する周知と啓発
- ・生徒会が主体となった取組の推進
- ・学校におけるいじめ相談窓口の設置と生徒、保護者等への周知
- ・育友会や関係機関等との日常的な情報交換と相談しやすい関係の構築 等

#### エ 個別面談や相談の状況把握及びその集約

- ・各種調査や教育相談の進捗状況の把握
- ・相談事例の集約と内容の分析 等

#### オ いじめやいじめが疑われる行為を発見した場合の集約

- ・関係教職員の招集及び役割分担
- ・教職員からの情報収集及び整理 等

#### カ 発見されたいじめ事案への対応

- ・対応の方針の決定及び関係教職員への指示
- ・教育委員会への報告・相談
- ・対応の進捗状況の確認と関係教職員への助言や支援
- ・関係機関への協力要請
- ・スクールカウンセラーやいじめ対応アドバイザーの活用 等

#### キ 重大事態への対応

- ・教育委員会への報告・相談
- ・教育委員と連携した対応 等



## (2) いじめの防止等の具体的な取組

### ① 授業改善に関わる取組

「日々の学校生活の改善から未然防止は始まる」という観点から、積極的に授業改善を行う。その際、対話を通して話し合い、解決に向かう集団づくりを行う。

#### 【取組】

- ・学習やグループ学習等、小集団での対話や話し合いを積極的に取り入れ、主体的・対話的な学習を通して一人ひとりの学習意欲を喚起する。
- ・生徒が自分の意見や考えを表現する場を設定する。
- ・多様な考え方を認め合える共感的人間関係づくりを進める。
- ・学習規律を共通理解し、徹底できるようにする。
- ・「個別最適な学び」により、誰一人取り残さず、すべての生徒の学力保障に努める。

### ② 道徳教育や人権教育等の充実

人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の大切さとともに他の人の大切さを認め、互いの人格を尊重する態度を養うよう、学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実を図る。

#### 【取組】

- ・週案に内容項目を明記し、ねらいを明確にした道徳の授業を実施する。
- ・各学年の特性や発達段階を見極め、内容項目の重点化を図る。
- ・人権週間に教材（絵本、資料、ビデオ等）の活用や講師の招聘により、人権に関わる授業を実施する。
- ・教科書、「ふるさとがはぐくむ道徳いしかわ」を活用する。
- ・分担道徳により、全教職員で道徳の授業の充実を図る。

### ③ 自己有用感や自己肯定感を育む取組

学校行事や体験活動を通して、集団の一員としての自覚や態度、資質や能力を育むために、生徒自らが主体的に取り組む中で、互いのことを認め合ったり、心のつながりを感じたりできる活動を工夫する。

#### 【取組】

- ・体育祭のダンス練習を通して、3年生のリーダーとしての資質を向上させるとともに、生徒全体が一体感を得られる指導をする。
- ・文化祭では一人一人に発表の機会を与え、準備・練習および本番を通して達成感を味わわせる。
- ・職場見学、職場体験学習（わく・ワーク体験）等の啓発的な体験活動を実施し、キャリア教育を推進する。
- ・施設訪問や地域と連携した清掃活動等のボランティア活動を推進する。
- ・総合的な学習の時間などで地域から学ぶ体験活動を通して自ら主体的に考え行動できる姿勢を養う。

#### ④ 生徒会の取組

生徒会が中心となり、生徒自らがいじめの問題について学び、主体的に考え、いじめの防止を訴える取組を推進する。

##### 【取組】

- ・「いじめ撲滅集会」の企画・運営。
- ・「いじめ撲滅スローガン」を募集し、生徒玄関に掲げる。
- ・「いじめ撲滅集会」を開き、いじめ追放を全員で再確認する機会をつくる。
- ・生徒会執行部や生活環境委員会だけでなく、部活動や学級ごとなど様々な生徒が関わったあいさつ運動を推進する。
- ・いじめ撲滅を開き、全生徒に呼びかける。
- ・委員会活動の活性化のために、月ごとの目標や活動内容を集会で発表し掲示する。
- ・互いの考えを認め合う取組「三中ガチャポン」の企画と活用。

#### ⑤ 情報モラル教育の充実

情報発信による人・社会への影響や、ネットワーク上のルール・マナーを守ることの意味について考えさせるなど、情報モラル教育を生徒の発達段階に応じて体系的に推進する。また、携帯電話・インターネットの利用の問題に関しては、家庭や地域との連携を図りつつ適切に指導を行う。

##### 【取組】

- ・学活・道徳の時間に情報モラルについて取り上げ学習する。
- ・石川県教育委員会等が作成したDVDを活用する。
- ・生徒を対象にネットトラブルについて外部講師による情報モラル教室を実施する。
- ・学校だよりを活用し、生徒や保護者を対象に情報モラルについて啓発を行っていく。
- ・育友会やみさき小保護者と連携し保護者を対象にネットトラブルの未然防止に向けた研修会を実施する。
- ・生徒会による「SNS使用ルール」で呼びかけたり、小中連絡会においてみさき小との連携を図る。

#### ⑥ アンケートや教育相談

- ・1か月に1回のアンケート調査や定期的な教育相談を実施し、いじめの実態把握・早期発見に努める。スクールカウンセラーとも連携する。

##### 【取組】

- ・相談週間を設け、定期的な「教育相談」を実施する。(5, 7, 9, 11, 2月)
- ・「いじめに関するアンケート調査」を行い、いじめの早期発見・早期対応に努める。
- ・「携帯電話・インターネット等利用調査」を活用し、いじめの背景等の実態把握に努める。
- ・職員会議や生徒理解の会等において、各種調査結果についての共通理解を図る。
- ・アンケートの結果において、気になる生徒との教育相談を行う。

## ⑦ 校内研修の実施

- ・全ての教職員の共通認識を図るため、年に複数回いじめをはじめとする生徒指導上の諸問題に関する校内研修を行う。

### 【取組】

- ・生徒指導やいじめ対策に関する研修会、また市学校教育研究会生徒指導研究部会に出席した教職員は職員会議その他の機会をとらえ、その内容について報告する。
- ・ハイパーQ Uを実施し、その結果の分析に基づいて学級経営方針の策定およびその見直しを行う。

## ⑧ 小中の連携

- ・小中連絡会において、目標・活動などの共通理解を図り具体策を協議する。
- ・小学校、中学校相互に訪問し合い、授業の様子を観察し情報の共有や実態を把握し入学時の指導に生かすとともに、9年間を見越した指導を行っていく。
- ・特に支援が必要な生徒については、プレ登校や保護者懇談等、必要に応じて行う。

## ⑨ 家庭や地域との連携

三崎中学校いじめ防止基本方針の策定後、生徒や保護者・地域に対して、その主旨を周知する。また、学校のホームページでも公開する。その他、家庭訪問や学校通信・学校運営協議会だより等を通じて家庭や地域との緊密な連携を図る。

### 【取組】

- ・育友会総会で、三崎中学校いじめ防止基本方針を周知する。
- ・「いじめに関するアンケート」及び「携帯電話・インターネット等利用調査」の結果を必要に応じて保護者に提示し、理解と協力を得る。
- ・家庭訪問や保護者懇談において、生徒の状況について情報交換する。

⑩年間指導計画表

月	学校行事等	いじめの防止等に関わる取組							
		①授業改善に関わる取組	②道徳教育や人権教育等の充実	③自己有用感や自己肯定感を育む取組	④生徒会の取組	⑤情報モラル教育の充実	⑥アンケートや教育相談	⑦校内研修の実施	⑧家庭や地域との連携
4	始業式・入学式 育友会総会 修学旅行、遠足	年間計画確認 研究授業	年間指導計画確認 道徳の時間公開 道徳アンケート	構成的グループエン カウンター	生徒総会	情報モラル教育年 間指導計画の確認		校内研修 基本方針の共通 理解	
5		研究授業	「道徳のき」作成	構成的グループエン カウンター	いじめ撲滅集会 SNS についての啓発 活動	SNS 講習会	いじめ・携帯アンケ ート 教育相談 ハイパーQU	校内研修 生徒指導推進会 議選元	学校いじめ防止基 本方針の周知 学校評議員会
6		研究授業		構成的グループエン カウンター	いじめ追放スロ ーガン募集	情報モラル教育 DVD教材の活用	いじめアンケート	QUの実施分析	
7	終業式 保護者懇談 わく・ワーク体験	研究授業	道徳の時間の実 施状況の確認 道徳のき作成		海岸清掃ボラン ティア活動		いじめアンケート 保護者アンケート		保護者懇談 親子体験
8		2学期の取組の共 通理解	保護者からのエ ール	体育祭の準備	体育祭の取組	保護者との情報モ ラル学習会			家庭訪問
9	始業式 体育祭	研究授業	道徳アンケート 「道徳のき」作成	体育祭の実施と振り 返し活動 アサーティブトレー ニング			いじめアンケート	校内研修 生徒理解	
10		研究授業	人権の樹の植樹 事業と講話	文化祭の準備 町民運動会参加 アサーティブトレー ニング	前期ふりかえり 文化祭の取組		いじめ・携帯アンケート 教育相談	校内研修 生徒指導推進会 議選元	
11	文化祭	研究授業	「道徳のき」作成	文化祭の実施と振り 返し活動	文化祭の取組 いじめ撲滅集会	SNS 講習会	いじめアンケート QU アンケート	QUの実施・分析	
12	終業式	3学期の取組の共 通理解	人権週間の取組 道徳の時間の実 施状況の確認				いじめアンケート 保護者アンケート		保護者懇談
1	始業式 スキー体験学習	研究授業	道徳アンケート 道徳のき作成	構成的グループエン カウンター			いじめアンケート	校内研修会(各種 調査結果の分析)	
2	育友会総会 新入生説明会			アサーティブトレー ニング	後期ふりかえり	情報モラル教育の 年間指導計画の見 直し	いじめ・携帯アンケ ート 教育相談		いじめアンケート 分析結果の提示 (育友総会)
3	卒業式 終業式	次年度の重点の確 認	次年度の重点項 目の確認 道徳のき作成				いじめアンケート アンケートの見直し	校内研修会(次年 度の取組)	
通 年		生徒指導の機能を 生かした授業改善	年間指導計画に 基づく道徳の時 間の実施	人間関係づくりプロ グラムの実施	生徒会の委員会 活動の充実 あいさつ運動 生徒集会	年間指導計画に基 づく情報モラル教 育の実施		市学教研生徒指 導研究会での研 修	学校だより 保護者への連絡 いじめアンケート の結果の公表

### (3) いじめの早期発見に関する留意事項

#### ① 学校で分かるいじめ発見のポイント

学校生活の中で、生徒は様々な悩みや不安にともなうサインを言葉や表情、しぐさなどで表している。教師は、一人一人の生徒が救いを求めて発するサインを見逃さず、早期に対応する。

#### <学校での一日>

#### ○ いじめを受けている生徒が学校で出すサイン

※印 無理にやられている可能性のあるもの

発見の機会	観察の視点（特に、変化が見られる点）	
朝の会	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 遅刻・欠席が増える</li> <li>○ 表情が冴えず、うつむきがちになる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 始業時刻ぎりぎりの登校が多い</li> <li>○ 出席確認の声が小さい</li> </ul>
授業開始時	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 忘れ物が多くなる</li> <li>○ 用具、机、椅子等が散乱している</li> <li>○ 一人だけ遅れて教室に入る</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 涙を流した気配が感じられる</li> <li>○ 周囲が何となくざわついている</li> <li>○ 席を替えられている</li> </ul>
授業中	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 正しい答えを冷やかされる</li> <li>○ 発言に対し、しらげや嘲笑が見られる</li> <li>○ 責任ある係の選出の際、冷やかし半分に名前が挙げられる</li> <li>○ ひどいアダ名で呼ばれる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ グループ分けで孤立することが多い</li> <li>○ 保健室によく行くようになる</li> <li>※ 不まじめな態度で授業を受ける</li> <li>※ ふざけた質問をする</li> <li>※ テストを白紙で出す</li> </ul>
休み時間	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 一人でいることが多い</li> <li>○ わけもなく階段や廊下等を歩いている</li> <li>○ 用もないのに職員室等に来る</li> <li>○ 遊びの中で孤立しがちである</li> <li>○ プロレスごっこで負けることが多い</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 集中してボールを当てられる</li> <li>○ 遊びの中で、いつも同じ役をしている</li> <li>※ 大声で歌を歌う</li> <li>※ 仲良しでない者とトイレに行く</li> </ul>
給食時間	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 食べ物にいたづらをされる</li> <li>○ グループで食べる時、席をはなしている</li> <li>○ その生徒が配膳すると嫌がられる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 嫌われるメニューの時に多く盛られる</li> <li>※ 好きな物を級友に譲る</li> </ul>

清 掃 時	○ 目の前にゴミを捨てられる ○ 最後まで一人です ○ 椅子や机がぼつんと残る	※ さぼることが多くなる ※ 人の嫌がる仕事を一人です
放 課 後	○ 衣服が汚れたり髪が乱れたりしている ○ 顔にすり傷や鼻血の跡がある ○ 急いで一人で帰宅する	○ 用事がないのに学校に残っている日がある ○ 部活動に参加しなくなる ※ 他の子の荷物を持って帰る

○ いじめを行っている生徒が学校で出すサイン

発見の機会	観察の視点（特に、変化が見られる点）	
授 業 中	○ 文具等を本人の許可もないのに勝手に使っている ○ プリント等の配布物をわざと配らなかったり、床に落としたりする ○ 自分の宿題をやらせている	○ 指名されただけで目配りし、嘲笑する ○ 後ろからイスを蹴ったり、文具等で身体をつついたりしている ○ 授業の後片付けを押しつけている
休 み 時 間	○ 嫌なことを言わせたり、触らせたりしている ○ けんかするよう仕向けている	○ 移動の際等、自分の道具を持たせている ○ 平気で蹴ったり、殴ったりしている
給 食 時 間	○ 配膳させたり、後片付けさせたりしている ○ 自分の嫌いな食べ物を押しつける	○ 自分の好きな食べものを無理矢理奪う
清 掃 時	○ 雑巾がけばかりさせている ○ 雑巾を絞らせている	○ 机をわざと倒したり、机の中のものを落としたりする
放 課 後	○ 自分の用事に付き合わせる	○ 違う部活動なのに待たせて一緒に帰る

<注意しなければならない生徒の様子>

様子等	観察の視点（特に、変化が見られる点）	
動作や表情	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 活気がなく、おどおどしている</li> <li>○ 寂しそうな暗い表情をする</li> <li>○ 手遊び等が多くなる</li> <li>○ 独り言を言ったり急に大声を出したりする</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 視線を合わさない</li> <li>○ 教師と話すとき不安な表情をする</li> <li>○ 委員を辞める等やる気を失う</li> <li>※ 言葉遣いが荒れた感じになる</li> </ul>
持ち物や服装	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 教科書等にいたずら書きされる</li> <li>○ 持ち物、靴、傘等を隠される</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 刃物等、危険な物を所持する</li> <li>○ 服装が乱れたり破れたりしている</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 日記、作文、絵画等に気にかかる表現や描写が表れる</li> <li>○ 教科書、教室の壁、掲示物等に落書きがある</li> <li>○ 教材費、写真代等の提出が遅れる</li> <li>○ インターネットや携帯電話のメールに悪口を書き込まれる</li> <li>○ SNSのグループから故意に外される</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 飼育動物や昆虫等に残虐な行為をする</li> <li>○ 下足箱の中に嫌がらせの手紙等が入っている</li> <li>※ 校則違反、万引き等の問題行動が目立つようになる</li> </ul>

② 家庭で分かるいじめ発見のポイント

保護者から生徒の家庭での様子について以下のような相談があった場合、いじめを受けているのではないかと受け止め指導に当たる。

<いじめを受けている生徒が家庭で出すサイン>

- ・衣服の汚れが見られたり、よくけがをしたりしている。
- ・風呂に入りたがらなくなる。（殴られた傷跡等を見られるのを避けるため）
- ・買い与えた学用品や所持品が紛失したり壊されたりしている。
- ・食欲がなくなったり体重が減少したりする。
- ・寝付きが悪かったり、夜眠れない日が続いたりする。
- ・表情が暗くなり、言葉数が少なくなる。
- ・いらいらしたり、おどおどしたりして、落ち着きがなくなる。
- ・部屋に閉じこもることが多く、ため息をついたり、涙を流したりする。
- ・言葉遣いが荒くなり、親やきょうだいに反抗したり、八つ当たりしたりする。
- ・親から視線をそらしたり、家族に話しかけられることを嫌がったりする。
- ・ナイフ（刃物）などを隠し持つことがある。
- ・登校時刻になると、頭痛、腹痛、吐き気などの身体の不調を訴え登校を渋る。

- ・転校を口にししたり、学校をやめたいなどと言い出したりする。
- ・家庭から品物やお金を持ち出したり、余分な金品を要求したりする。
- ・親しい友人が家に来なくなり、見かけない者がよく訪ねてくる。
- ・不審な電話や嫌がらせの手紙が来る。友人からの電話で急な外出が増える。
- ・自己否定的な言動が見られ、死や非現実的なことに関心をもつ。
- ・投げやりで集中力がわからない。ささいなことでも決断できない。
- ・テレビゲームなどに熱中し、現実から逃避しようとする。

#### <インターネットを通じて行われるいじめを受けている生徒が家庭で出すサイン>

- ・携帯電話やパソコンを頻繁にチェックする、または全く触れようとしなくなる。
- ・親が近づくとパソコンの画面を切り替え、画面を隠そうとする。
- ・インターネットを閲覧した後に動揺しているような行動をとる。
- ・携帯電話の着信音に怯えるような態度をとる。
- ・電話やメールの受信後に、そっと一人で出かけようとする。

#### (4) いじめへの対処に関する留意事項

いじめを発見した場合は、全体に対する指導だけで終わるのではなく、いじめを行っている生徒、いじめを受けている生徒への個別の指導を徹底するとともに、いじめを行っている生徒、いじめを受けている生徒双方の家庭にいじめの実態や経緯等について連絡し、家庭の協力を求める。

また、「いじめを絶対に許さない」雰囲気为学校全体に醸成するためにも、周りで見ていたり、はやし立てたりしている生徒への指導も行う。

##### ① いじめを受けている生徒への対応

###### 【学校】

- ・いじめを受けている生徒を必ず守り通すという姿勢を明確に示し、安心させるとともに、教職員の誰かが必ず相談相手になることを約束する。
- ・決して一人で悩まずに、友人や保護者、教職員等誰かに相談すべきことを十分指導する。
- ・いじめの事実関係を正しく把握することが必要であるが、その場合、冷静にじっくりと生徒の気持ちを受容し、共感的に受け止め心の安定を図る。
- ・いじめを行った生徒の謝罪だけで問題が解決したなどという安易な考えを持たずに、その後の行動や心情をきめ細かく継続して見守る。
- ・生徒の長所を積極的に見つけ認めるとともに、自ら進んで取り組めるような活動を通して、やる気を起こさせ自信を持たせる。
- ・いじめを受けている生徒を守り通すとの観点から、場合によっては緊急避難としての欠席や転校措置等、保護者と相談しながら弾力的に対応する。



### 【家庭に望むこと】

- ・ 子供の様子に十分注意して、子供のどんな小さな変化についても気にかけて、何かあったら学校に相談し、協力し合うこと。
- ・ 子供の長所を積極的に見つけ、認めるとともに、家族にとってかけがえのない存在であることを理解させ、自信を持たせる。
- ・ 必ず守り通すという姿勢を明確に示し、安心させるとともに、本人の話を冷静に、じっくりと聞き、子供の気持ちを受容し、共感的に受け止め、心の安定を図る。

## ② いじめを行っている生徒への対応

### 【学校】

- ・ 頭ごなしに叱るのではなく、いじめを受けた生徒の心理的・肉体的苦痛を十分理解させ、いじめが人間として絶対許されない行為であることを理解させる。
- ・ 集団によるいじめの場合、いじめを行っていた中心者が、表面に出ていないことがあるため、いじめの集団内の力関係や一人一人の言動を正しく分析して指導する。
- ・ いじめを行った生徒が、どんなことがいじめであるのか分かっていない場合も考えられるので、どのような行為がいじめであるかをじっくりと説諭する。
- ・ いじめの態様によっては、犯罪に当たる場合があることを理解させる。
- ・ いじめを行った生徒の背景や心理状態等を十分理解し、学校生活に目的を持たせ、人間関係や生活体験を豊かにする指導を根気強く、継続して行う。
- ・ いじめが解決したと見られる場合でも、教師の気付かないところで陰湿ないじめが続いていることもあるため、そのときの指導によって解決したと即断することなく、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を行う。

### 【家庭に望むこと】

- ・ いじめは絶対に正当化できないものであるという毅然とした姿勢を示すとともに、本人に十分言い聞かせる。
- ・ 子供の変容を図るために、子供との今後の関わり方や家庭教育の見直し等について、本人と保護者が一緒に考える。

## ③ いじめを受けている生徒の保護者への学校の対応

- ・ いじめの訴えはもちろんのこと、どんなささいな相談でも真剣に受け止めて、誠意ある対応に心がける。
- ・ 家庭訪問をしたり、来校してもらったりして話し合いの機会を早急に持つ。その際、不安と動揺の心で来校する保護者の気持ちを十分に受け止めて、対応策について協議する。また、学校として、いじめを受けている生徒を守り通すことを十分伝える。
- ・ いじめについて、学校が把握している実態や経緯等を隠さずに保護者に伝える。
- ・ 学校での様子について、その都度家庭に連絡するとともに、必要に応じ個別の面談や家庭訪問を行うなど、解決するまで継続的に保護者と連携を図る。

- ・必要な場合は、緊急避難としての欠席も認めることを伝える。
- ・家庭においても子供の様子に十分注意してもらい、子供のどんな小さな変化についても学校に連絡するよう要請する。

#### ④ いじめを行っている生徒の保護者への学校の対応

- ・いじめの事実を正確に伝え、いじめを受けている生徒や保護者のつらく悲しい気持ちに気付かせる。
- ・教師が仲介役になり、いじめを受けた生徒の保護者と協力して、いじめを解決するため保護者同士が理解し合うように要請する。
- ・いじめは絶対に正当化できないものであるという毅然とした姿勢を示すとともに、家庭でも十分言い聞かせてもらうよう要請する。
- ・いじめを行った生徒の立ち直りに向けて、保護者と話し合う時間を大切にするとともに、必要に応じて関係機関を紹介するなど適切に対応する。
- ・保護者に対して、指導内容や指導後の本人の様子などを明確に伝え、協力して見守っていくことを共通理解する。
- ・生徒の変容を図るために、生徒との今後の関わり方や家庭教育の見直し等について、本人や保護者と一緒に考え、具体的に助言する。

#### ⑤ 周りで見ていたり、はやし立てたりしている生徒への学校の対応

- ・当事者だけでなく、いじめを見ていた生徒からも詳しく事情を聴き、実態をできるだけ正確に把握する。
- ・いじめを見ていた生徒に対しても自分の問題として捉えさせる。
- ・たとえいじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つ事を指導する。
- ・はやし立てるなど同調していた生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。
- ・学級活動や集会等により、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせる。
- ・全ての生徒が、集団の一員として互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できる集団、生徒自らがその実現を希求する集団づくりを進めていく。

### 3 重大事態への対処

#### (1) 重大事態の発生と報告

##### ① 重大事態の意味

##### ア 生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い

- 生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合 等

## イ 相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い

- 「相当の期間」の目安を年間30日とする。
- 一定期間連続して欠席しているような場合は、教育委員会又は学校の判断により迅速に調査に着手する。

## ② 重大事態の報告

重大事態と思われる案件が発生した場合には直ちに教育委員会に報告する。

## (2) 重大事態の調査

重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行う。

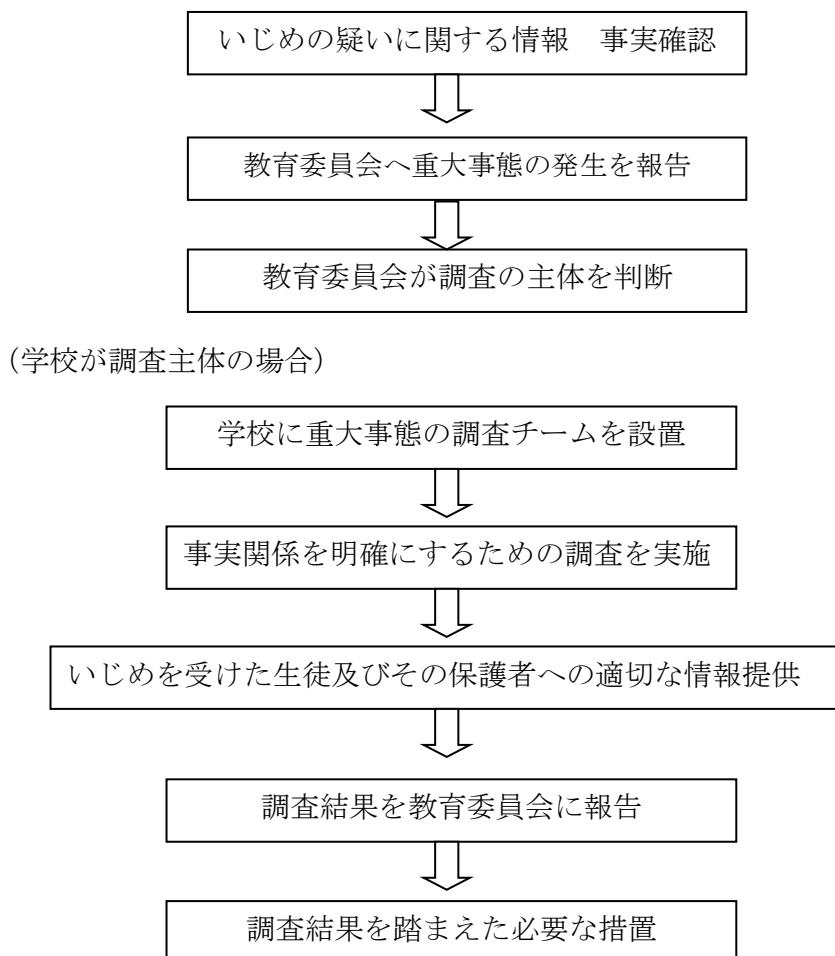
学校が調査の主体となる場合には、いじめ問題対策チームが母体となり、必要に応じて適切な専門家を加え、教育委員会の指導の下、調査する。

いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を可能な限り網羅的に明確にする。

たとえ不都合なことがあったとしても、事実にしっかりと向き合い、調査結果を重んじ、再発防止に取り組む。

また、調査を実施する際は、いじめを受けた生徒を守ることを最優先とし、保護者の要望・意見を十分考慮して行う。

### 【重大事態の対応フロー図】



### (3) 調査結果の提供及び報告

#### ① いじめを受けた生徒及びその保護者への適切な情報提供

調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか）について、教育委員会の指導の下、いじめを受けた生徒やその保護者に対して説明する。

#### ② 調査結果の報告

調査結果を教育委員会に報告する。

上記①の説明の結果を踏まえて、いじめを受けた生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた生徒又はその保護者の所見をまとめた文書を調査結果の報告に添えて教育委員会に送付する。

## 第3 その他いじめの防止等のための取組に関する事項

### 1 学校いじめ防止基本方針の公表

策定した学校いじめ防止基本方針は、育友会総会等の機会を捉え、保護者に説明・啓発する。

### 2 主な相談機関の案内

相談機関	電話番号	受付時間
珠洲市青少年育成センター	0768-82-7826	月～金 9:00～17:00
石川県教育委員会 24時間いじめ相談テレフォン	076-298-1699	24時間受付
石川県心の健康センター	076-238-5761	月～金 8:30～17:15
石川県家庭教育電話相談	076-263-1188	月～金 9:00～17:00
金沢地方法務局 子どもの人権110番	0120-007-110	月～金 8:30～17:15
金沢少年鑑別所内 小立野青少年相談室	076-231-1603	月～金 9:00～16:00
石川県警少年サポートセンター いじめ110番	0120-617-867	24時間受付
金沢こころの電話	076-222-7556	月～金 18:00～23:00 土 15:00～23:00 日 9:00～23:00
チャイルドラインいしかわ	0120-99-7777	月～土 16:00～21:00